

「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止の対策

最新の決定事項（令和2年3月23日決定）

（第2回亀山市新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症）対策本部会議）

- 2月26日に策定した市主催のイベントの開催基準を見直し、感染防止対策が十分に担保できない不特定の方が集まるイベント等は、当面、4月1日から4月19日まで原則として中止又は延期する。
- 市主催の開催基準に感染防止対策事項を追加する。
追加事項：市主催のイベントを開催する場合は、①換気の悪い密閉空間 ②人が密集している ③近距離での会話や発声が行われる の3つの条件が重ならないような場とすること。
- 3月20日から一時閉鎖している公共施設の閉鎖期間を、4月19日まで延長する
閉鎖施設：総合保健福祉センターのトレーニング室・視聴覚室(カラオケルーム)、東野公園体育館トレーニング室、西野公園体育館トレーニング室
- 中学校の部活動については、3月26日から実施し、他校との練習試合や対外試合は実施しないこととする。
- 感染防止対策の徹底に留意しながら、子どもたちや登録団体に対し、小・中学校の運動場や体育館の施設開放を行う。

《これまでの決定事項》

市主催のイベントの開催基準の策定（令和2年2月26日決定）

（亀山市新型コロナウイルス感染症対策推進会議）

○屋内で、一度に50人以上の不特定の方が集まるイベントは、感染リスクが高いものとして、原則、中止・延期とする。ただし、屋内・屋外を問わず、開催せざるを得ないイベントは、感染防止対策を徹底の上、開催することができる。

なお、卒業式、関係機関との会合等、参加者が特定できるものは、参加者への注意喚起を十分に行い感染防止対策を徹底の上、開催することができる。

市内幼稚園、小・中学校の臨時休業（令和2年2月28日決定）

○3月2日から学期末終業日(3月25日)まで市内幼稚園、小中学校を臨時休業とする。

○卒業式・卒園式は、卒業生と保護者、教職員のみで行うこととする。

○修了式は、3月24日・25日に分散するなどして実施する。

一部公共施設の一時的閉鎖（令和2年3月16日決定）

（第1回亀山市新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症）対策本部会議）

○3月20日から3月31日まで、次の施設を閉鎖する。

総合保健福祉センターのトレーニング室・視聴覚室(カラオケルーム)、東野公園体育館トレーニング室、西野公園体育館トレーニング室
なお、今後の状況により、期間の延長等について適宜判断することとする。